

# 履修の手引

令和 2 (2020) 年度  
徳島大学大学院  
総合科学教育部

**令和2（2020）年度 総合科学教育部 年間行事予定表**

**前 期（4月1日～9月30日）**

春季休業	4月1日(水) から 4月5日(日)
履修登録期間（Web 登録期間）	4月2日(木) から 4月17日(金)
授業開始	4月8日(水)
履修登録確認期間（Web 修正期間）	4月20日(月) から 5月8日(金)
履修登録確認期限（履修登録修正願提出期限）	5月15日(金)
学位論文（修士）提出期限（9月修了）	7月3日(金)
学位論文（博士）提出期限（9月修了）	7月16日(木)
総括授業・定期試験	7月16日(木) 17日(金) から 8月5日(水) 27日(月)
夏季休業	8月6日(木) から 8月31日(月)
修了式（9月修了）	9月下旬

**後 期（10月1日～3月31日）**

履修登録期間（Web 登録期間）	9月23日(水) から 9月30日(水)
授業開始	10月1日(木)
履修登録確認期間（Web 修正期間）	10月1日(木) から 10月21日(水)
大学祭（休業日）	10月31日(土) から 11月1日(日)
开学記念日	11月2日(月)
授業振替日（月曜日）	11月4日(水)
履修登録確認期限（履修登録修正願提出期限）	11月6日(金)
授業振替日（月曜日）	11月26日(木)
冬季休業	12月26日(土) から 1月8日(金)
学位論文（博士）提出期限（3月修了）	1月14日(木)
大学入学共通テスト会場設営のため休業	1月15日(金)
総括授業・定期試験	1月28日(木) から 2月10日(水)
学位論文（修士）提出期限（3月修了）	2月1日(月)
修了式	3月23日(火)
学年末休業	3月25日(木) から 3月31日(水)

# 目 次

徳島大学大学院総合科学教育部 担当教員一覧	1
学生生活について	2
履修方法等の案内	7
学年別履修スケジュール	10
開設科目、単位数、担当教員等	11
社会人受入のための夜間開講について	12
徳島大学大学院学則	13
徳島大学学位規則	19
徳島大学大学院総合科学教育部規則	21
徳島大学大学院総合科学教育部における授業科目の履修方法に関する細則	24
徳島大学大学院総合科学教育部学位規則実施細則	25
徳島大学大学院総合科学教育部の博士学位審査に関する内規	29
徳島大学大学院総合科学教育部博士後期課程学位論文審査基準 地域科学専攻	32
徳島大学大学院総合科学教育部（博士後期課程）において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項	32
徳島大学大学院総合科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則	33
徳島大学大学院総合科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則の申合せ	34
気象警報が発令された場合の休講措置	35
建物配置図等	36

# 徳島大学大学院総合科学教育部 担当教員一覧

## 博士後期課程地域科学専攻

教 授	イマイ ショウジ 今井 昭二	オガサワラ マサミチ 小笠原 正道	タカハシ シンイチ 高橋 晋一	ハマノ タツオ 浜野 龍夫	ハツトリ タケフミ 服部 武文
	マカベ カズヒロ 真壁 和裕	マツオ ヨシノリ 松尾 義則	ミウラ ハジメ 三浦 喬	ヤマグチ テツオ 山口 鉄生	ヤマグチ ヒロユキ 山口 裕之
	ヨリオカ リュウジ 依岡 隆児				
准 教 授	カケイ ヒデカズ 掛井 秀一	コタギリ ヤスヒコ 小田切 康彦	タグチ タロウ 田口 太郎	ヤマモト タカシ 山本 孝	ヤマモト テツヤ 山本 哲也

# 学 生 生 活 に つ い て

徳島大学では、皆さんのが充実した学生生活を送ることができるよう、様々な支援体制をとっています。この冊子によく目を通し、有意義な学生生活を送るための参考にしてください。

なお、奨学金制度などについては学務部発行の『学生生活の手引』にも詳しく紹介されていますので、併せてよく読んでおいてください。

## 学生への連絡方法／大学の連絡先

皆さんに対する通知や連絡（講義室の変更、試験、休講、呼び出しなど）は、すべて掲示によつて伝えられます。常に所定の掲示板（総合科学部学務係前）を一日に一回は必ず見るようにして、自己に不利な結果を招かないように注意してください。また、総合科学部のホームページ（<http://www.tokushima-u.ac.jp/ias/>）や、学生用教務事務システムにも主要な事項が掲載されています。緊急連絡が必要な場合等には、学務係まで連絡してください。

**総合科学部事務課学務係**（総合科学部1号館1階）TEL. 088－656－7108

## 学生証の交付（学務部）

学生証は、本学の学生であることの証明ですから、常に携帯して、紛失等には十分気をつけてください。学生証を所持していないと、講義室、研究室、図書館、情報センターなどの本学施設が利用できなかったり、証明書等の交付や試験が受けられない場合があります。紛失した場合には、直ちに学務部教育支援課教務・情報係（教養教育4号館1階）へ届け出て再交付を受けてください。

## 総合相談部門（学生相談）

総合相談部門は、学生からのあらゆる相談、修学・履修、進路・就職、人間関係、精神的な問題、法律関係やキャンパス・ハラスメントなど、悩みや問題が大きくなる前に、お話を聞きながら少しでも悩みや問題が軽減できるよう一緒に考えていきます。秘密は厳守されますので、安心して相談してください。

（教養教育5号館1階）開室時間：月～金 8：30～17：15

TEL. 088－656－7637 メール [hscounseling@tokushima-u.ac.jp](mailto:hscounseling@tokushima-u.ac.jp)

## 変更届（総合科学部事務課学務係）

身上調書に記入した事項を変更した場合は1週間以内に届けてください。

## **授業料免除** (学務部)

経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、人物・学業成績ともに優れていると認められる者には選考のうえ、授業料の全額又は半額が免除されることがあります。授業料免除を希望する学生は申請書の交付を受け、所定の期間内に提出してください。

### ◎ 授業料免除提出期日

前期分	掲示・申請用紙配布	2月上旬～	申請書受付	3月上旬～中旬
後期分	掲示・申請用紙配布	7月下旬～	申請書受付	9月上旬～中旬

## **奨学金制度** (学務部)

人物・学業ともに特に優れ、かつ健康であって、大学院において研究を継続するために、奨学金が必要と認められる学生に対しては、選考のうえ、日本学生支援機構から奨学金が貸与されます。また、その他の奨学生募集についてもそのつど掲示します。なお、奨学生募集は、4月から5月上旬に集中しますので、掲示の見忘れのないよう留意してください。大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者に関しては、専攻分野に関する論文やその他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより、貸与期間終了時に返還免除が受けられる場合があります。

## **学生教育研究災害傷害保険** (学務部)

この保険は、学生が教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害（ケガ）を被った場合の災害補償制度です。（詳しくは約款によります）

事故発生の日から30日以内に事故通知報告用紙（学生支援係に有ります）により保険会社へ通知が必要ですので、必要事項を記入のうえ、学生支援係へ提出してください。

## **T・A（ティーチング・アシスタント）**

優秀な大学院（博士前期・後期課程）の学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的としています。採用に当たっては指導教員の承認が必要です。

### ◎ 募集時期 4月上旬

## **R・A（リサーチ・アシスタント）**

教育部における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、教育部が行う研究プロジェクト等に優れた大学院博士後期課程の学生を

研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とするもので、勤務により手当が支給されます。採用に当たっては受入教員及び指導教員からの推薦が必要です。

◎ 募集時期 4月上旬

## 学会参加補助費

県外開催の学会参加について、1回当たり5千円程度の補助を行っています。補助については、毎年度6月、9月、12月、3月（四半期毎）に指導教員から周知・案内されることになっています。

また、総合科学部事務課総務係の掲示板にも案内が掲示されますので確認するようしてください。

## 交通規制について

交通事故防止のため、構内では自動車、オートバイ等の走行及び駐車、駐輪を次のように規制しています。

1. 許可車を除く、自動車、オートバイの構内走行を禁止しています。
2. オートバイ、自転車はそれぞれ指定の場所に駐輪してください。

交通が不便で、かつ通学距離が片道10km以上で公共交通機関による通学が著しく不便である者等は、所定の期間内に駐車許可申請書を総合科学部事務課総務係（1号館1階）へ提出してください。審査のうえ駐車許可証を交付します。

◎ 自動車駐車許可申請の掲示 4月上旬

## 院生研究室

博士後期課程の院生研究室は、1号館中棟1階と1号館南棟1階にあります。

## 附属図書館 (<http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/>)

本学常三島キャンパスに本館、蔵本キャンパスに蔵本分館があり、相互に連携を保ちながら、本学の教育・研究の自主学習の場として幅広く利用されています。

現在図書は、和書426,539冊、洋書230,354冊、雑誌は、和書12,890種類、洋書6,891種類を所蔵し、年間入館者数は、教職員、学生及び学外者等延べ51万人です。

◎開館日・開館時間……授業期間中は原則として毎日開館しています。

	授業期		休業期	
	月～金	土・日・祝	月～金	土
本館	8時30分～22時	10時～17時	8時30分～17時	10時～17時
蔵本分館	8時30分～21時	10時～17時	8時30分～17時	10時～17時

詳しくは、図書館ホームページのカレンダーをご覧ください。

## ◎休館日

毎月第2金曜日の午前中(4, 7, 1, 2月を除く)、学生休業期間中の日曜日・祝日、5月の連休、8月の徳島大学一斉休業日、年末年始12月28日～1月4日

### ●利用支援サービス

図書館に直接来館される方に対するサービスには次のようなものがあります。

#### 1) 図書の貸出・予約

閲覧室にある図書は5冊14日間、本館1階西書庫の図書は、20冊30日間借りられます。

貸出の延長もできます。他の人が借りている図書を予約することができます。

#### 2) コピー・サービス

図書館にある資料は、著作権法を守る範囲で、図書館内にあるコピー機でコピーすることができます。

#### 3) パソコンの利用

本館には55台、分館には40台の利用者用パソコンを設置しており、学習・研究に利用することができます。

#### 4) レファレンス(参考調査)

資料や情報を探すお手伝いをするサービスです。調べたいけれど何を見たらよいかわからない、欲しい文献がみつからない等、気軽にお尋ねください。

#### 5) 講習会の開催

文献収集法、データベース・電子ジャーナル利用法、所蔵資料の検索法等の講習会を行っています。

#### 6) 文献取寄せ

a) 蔵本分館の図書を取り寄せて借りることができます。また、蔵本分館所蔵資料のコピーを取り寄せすることもできます。(コピーは有料)

b) 学内で入手できない資料を、他大学の図書館等から必要な部分のコピーを取り寄せたり、図書現物を借りたりすることができます。(有料)

c) 文献取寄せの申込みは、図書館ホームページからできます。

#### 7) 図書のリクエスト

欲しい本が図書館になかった場合、図書の購入をリクエストすることができます。図書館ホームページ「学生用図書購入希望」からお申し込みください。

#### 8) 他図書館利用のための紹介状の発行

他大学の図書館等へ調査に行かれる場合は、紹介状の発行を行っています。

## 9) 新着雑誌の開館時間外特別利用

大学院生の方は、申請により、本館1階フロアを開館時間外に特別利用することができ、新着学術雑誌を閲覧、コピーすることが可能です。

## ●電子図書館サービス

附属図書館ホームページを利用した、24時間対応のWeb提供サービスです。

### 1) OPAC（蔵書検索システム）

資料の所蔵の有無、学内の所蔵場所および貸出情報が検索できます。

### 2) データベース検索

SciFinder, ERIC, CiNii, 日経BP記事検索サービス等の文献データベース14種類を利用し、最新学術論文の検索ができます。

### 3) 電子ジャーナルの閲覧

58,600種類以上の電子ジャーナルを利用し、雑誌論文が閲覧できます。

### 4) 貴重資料のデジタル版公開

a) 近世の絵図・古地図の一部について、高精細画像の閲覧が可能です。

b) 蜂須賀家家臣団家譜史料データベースにより、「蜂須賀家家臣成立書并系図」のデジタル版を閲覧可能です。

### 5) メールマガジン

メールマガジン「すだち」を月刊で発行しています。図書館が開催する講習会、講演会のタイムリーな話題、新サービスのニュース、文献収集の方法、懇談会やアンケート報告など、図書館をより身近に感じていただける内容を掲載し、好評を得ています。レポート作成等に役立つ情報もありますので、ぜひ登録をお願いします。

(<http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/m-mag/>)

### 6) スマホ版ホームページ

図書館の開館日の確認や、所蔵資料の検索が可能です。

(<https://opac.lib.tokushima-u.ac.jp/opac/mobile/>)

### 7) マイライブラリ

あなた専用の図書館のページです。貸出期間の延長、学生用図書購入希望、文献の取り寄せ申し込みなど様々なオンラインサービスをご利用いただけます。

図書館ホームページのトップページ、もしくは「徳島大学システムサービス一覧」の「図書館システム」からログインしてください。

# 履修方法等の案内

## 1. 履修科目の登録

授業の履修登録は、Web 履修システムで行ってください。指導教員の指導を受けて受講科目を決定し、研究室、図書館、総合科学部情報実習室または各自所有のパソコンから指定された日までに登録してください。

操作方法は Web 履修システムのページ内の「マニュアル」というリンクをクリックしてダウンロードしてください。

なお、履修登録後に履修科目を変更する場合は、履修登録確認期間に Web 履修システムから修正してください。履修登録確認期間を過ぎて変更する場合は、「受講科目登録修正願」を学務係に提出してください。

Web 履修システム：徳島大学総合科学部 HP > 教育・学生生活 > 徳島大学システムサービス一覧  
<http://www.tokushima-u.ac.jp/ias/campus/>

## 2. 研究指導願

「研究指導願」に指導教員、副指導教員等の必要事項を記入し、指定された日までに総合科学部学務係に提出してください。

指導教員とは、直接研究指導に当たる特別演習担当の教員を指し、学生の研究テーマに関し、学位論文の作成を指導します。副指導教員は、指導教員を補助して学生の研究指導を行います。アドバイザーチームは、直接研究指導を行わず、客観的な立場で大学における学習・生活支援を行います。

なお、指導教員および副指導教員の変更を希望する場合は、博士後期課程在学者は2年次前期末までに、「指導教員変更願」を学務係に提出してください。ただし、教育部長が特別に認める者についてはこの限りではありません。

## 3. 単位の基準

講義及び演習は15時間、実習・実験は30時間の授業をもって1単位とします。

## 4. 単位履修方法

博士後期課程地域科学専攻

次の履修要件に従って、13単位を履修する。

- (ア) 教育部共通科目「地域科学Ⅱ」(4単位)、「プロジェクト研究Ⅱ」(4単位) 及び「総合科学課題研究Ⅱ」(1単位) を履修する。
- (イ) 指導教員の下で「地域科学特別演習Ⅱ」(4単位) を履修する。

なお、「地域科学特別演習Ⅱ」は、2年次に、学期ごとに2回に分けて履修してください。

## 5. 学習生活について

成績に疑義があれば、総合科学部事務課学務係に申し出てください。その他、日々の学習の中で困ったことがあれば、担当教員のほか総合科学部事務課学務係でも相談を受け付けています。

### 【成績の疑義申立てについて】

成績の疑義については、成績の通知日から1週間以内、ただし1週間後の同日が休業日である場合は、休業日明けの最初の平日までに学務係に申し出てください。

申し出後の授業担当教員の対応に疑義がある場合は、文書により根拠を明示して学務係を通じて教務・入学試験委員会に申し出ることができます。ただし、疑義の申し出ができるのは、以下の場合に限るものとします。

- ① 成績の誤記入など、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの。
- ② シラバスに記載されている到達目標、成績評価方法・基準などから、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの。

## 6. 履修モデル

### 博士後期課程

養成しようとする人材像	・「活力ある地域社会の再生」を可能にする政策能力や専門的知見を有する高度職業人 ・社会科学をベースに「地域づくり」に関する総合科学的研究を推進する教育・研究者	・「活力ある地域社会の再生」を可能にする政策能力や専門的知見を有する高度職業人 ・自然科学をベースに環境問題に関する総合科学的研究を推進する教育・研究者
博士課程入学までの学習履歴及び社会活動	・人文・社会科学系修士課程修了者 ・修士論文で経済学・政治学・社会学など社会科学をベースに、地域政策の課題を実証的に考察 ・市民ボランティア組織の運営に関与、または地方自治体において振興計画等の策定を支援	・自然科学系修士課程修了者 ・修士論文で、生命科学・化学をベースに環境政策の課題を実証的に考察 ・環境問題に関わるNPO等の活動に関与、または地方自治体において環境問題等に関わる支援
履修科目例	<教育部共通科目> 地域科学II 4単位 プロジェクト研究II 4単位 総合科学課題研究II 1単位 <論文指導に関する科目> 地域科学特別演習II 4単位	<教育部共通科目> 地域科学II 4単位 プロジェクト研究II 4単位 総合科学課題研究II 1単位 <論文指導に関する科目> 地域科学特別演習II 4単位
博士論文テーマ例	・自治体総合計画の策定・執行過程への住民参加の可能性に関する実証的研究	・吉野川水系における効果的な河川浄化対策のシミュレーション
修了後の進路等	・高等教育機関の教育・研究者 ・地方行政で総合計画の作成などにあたる調査企画担当の専門職・研究員 ・民間コンサルタントやNPOなどで調査・研究をおこなう専門職員	・高等教育機関の教育・研究者 ・公共事業の計画調査で環境アセスメントなどを担当する環境行政の専門職・研究員 ・民間研究機関や企業環境部などの調査・研究員

## **7. 入学前の既修得単位の認定**

本教育部に入学する前に本学の大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、入学後の単位として認定を希望する者は、「単位認定申請書」を学務係に提出してください。ただし、認定できる単位数は10単位を超えることはできません。

## **8. 長期にわたる教育課程の履修について**

職業等を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者には、審査のうえ長期にわたる教育課程の履修を許可する制度があります。長期履修できる期間は、博士後期課程においては6年以内で、標準修業年限3年間の授業料と同額を、許可された期間に分割して納入することとなります。希望する者は所定の期間内に申請してください。

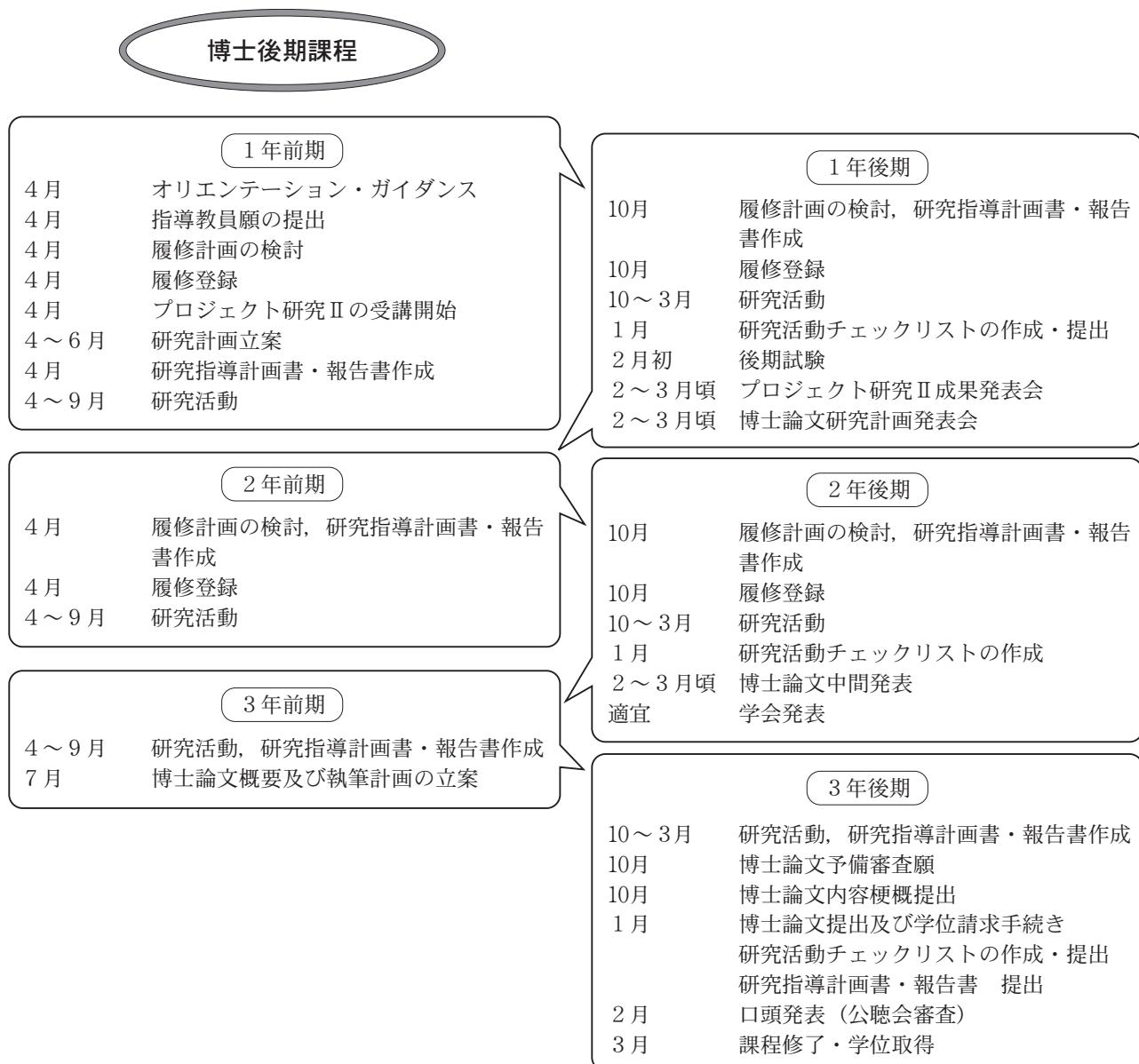
### ◎申請時期

博士後期課程 入学手続時

第1年次又は第2年次の前期（7月頃掲示）

第1年次又は第2年次の後期（12月頃掲示）

# 学年別履修スケジュール



# 開設科目、単位数、担当教員等

## 博士後期課程

### 地域科学専攻

#### (1) 教育部共通科目

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域科学Ⅱ	1・2通	4		今井 昭二, 小田切康彦
プロジェクト研究Ⅱ	1通	4		大学院博士後期課程担当教員
総合科学課題研究Ⅱ	1後	1		大学院博士後期課程担当教員

#### (2) 博士論文指導に関する科目

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域科学特別演習Ⅱ	2前後	4		博士後期課程地域科学専攻研究指導担当教員

# 社会人受入のための夜間開講について

近年の経済社会の発展や技術革新の進展等により、大学院に対する社会の要請が一層多様かつ高度となっており、特に社会人の再教育に対する需要は急速な高まりを見せています。

しかし、大学院において学習したいという意欲を持ちつつも、勤務時間の都合上昼間の学習が難しい社会人の方は多数おられます。また、企業や官公庁等の立場からも、昼間に社員等を大学院に派遣することのできないところもあります。

本教育部は、これら企業や官公庁等、また、社会人の学習ニーズに柔軟にこたえるために社会人を積極的に受け入れ、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、講義を夕夜間の時間帯にも開講して社会人学生の受講に便宜を図っています。「長期にわたる教育課程の履修」についてはp.9をご覧ください。

# 徳島大学大学院学則

## 第1章 目的

(目的)

第1条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

2 大学院は、研究科若しくは教育部（以下「研究科等」という。）又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、研究科等の規則で定め、公表するものとする。

## 第2章 組織

(課程)

第2条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程及び第4条の2第2項に規定する前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科等)

第3条 大学院に次項の表の左欄に掲げる研究科等を置き、それぞれの研究科等に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 研究科等ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるところとする。

研究科等名	専攻名	課程の別
創成科学研究科	地域創成専攻	修士課程
	臨床心理学専攻	修士課程
	理工学専攻	修士課程
	生物資源学専攻	修士課程
総合科学教育部	地域科学専攻	博士後期課程

中略

3 研究科等に置く講座については、別に定める。

第3章 標準修業年限、在学期間及び収容定員等  
(標準修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第4条の2 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第4条の3 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第5条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

(収容定員等)

第6条 研究科等の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科等名	専攻名	修士課程又は博士前期課程		博士課程又は博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	16	32			32
	臨床心理学専攻	12	24			24
	理工学専攻	308	616			616
	生物資源学専攻	39	78			78
	計	375	750			750
総合科学教育部	地域科学専攻			4	12	12

中略

## 第4章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第6条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育方法)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第7条の2 研究科等において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 研究科等に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

(履修方法等)

第8条 研究科等における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科等の規則の定めるところによる。

(一の授業科目について2以上の方の併用により行う場合の単位の計算基準)

第8条の2 研究科等が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳島大学学則第30条第2項各号に規定する基準を考慮して、研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の3 研究科等は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の4 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当

該大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第9条の3第2項の規定により修得したものとみなす単位数を除き、10単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。
- 4 他の大学院の授業科目を履修することのできる期間及び他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。
  - (1) 履修の期間及び研究指導の期間を含め、1年以内とする。ただし、博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生で特別な理由がある場合は、当該他の大学院等との協議に基づき、更に1年を限り延長することができる。
  - (2) 博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生の履修の期間及び研究指導の期間は、それぞれを通算して2年を超えることができない。
- 5 他の大学院で授業科目を履修した期間及び他の大学院等で研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。
- 6 学生は、他の大学院で授業科目を履修し、又は他の大学院等で研究指導を受けている間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、他の大学院での授業科目の履修に関する事項及び他の大学院等での研究指導に関する事項について必要な事項は、別に定める。
- 8 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

#### （休学中の外国の大学院における学修）

- 第9条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。
  - 3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学院における学修について必要な事項は、別に定める。

#### （入学前の既修得単位の認定）

- 第9条の3 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院、他の大学院、外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみな

すことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、第9条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。
- 3 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。

#### （長期にわたる教育課程の履修）

第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該創成科学研究所各専攻又は各教育部の教授会（以下「研究科専攻等教授会」という。）の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、研究科等の長が別に定める。

#### （単位の認定）

第10条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

- 2 各授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

#### 第5章 課程の修了要件、学位の授与及び教員の免許状（修士課程及び博士前期課程の修了要件）

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

#### （博士前期課程の取扱い）

第11条の2 第4条の2第2項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

#### （博士課程の修了要件）

第12条 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。以下第3項までにおいて同じ。）の修了要件は、当該課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究

指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、當該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、當該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、當該課程を修了した者にあっては、當該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、當該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年

を加えた期間以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、當該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、當該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に關し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。）を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、當該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、當該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、當該課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の修了要件は、當該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、當該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、當該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（論文の審査）

第13条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

（最終試験）

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文の審査に合格した者について行う。

2 前項に定めるもののほか、最終試験に關し必要な事項は、別に定める。

（課程修了による学位の授与）

第15条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位の授与に關し必要な事項は、別に定める。

（論文提出による学位の授与）

第16条 前条第2項に定めるもののほか、別に定める

ところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

（教員の免許状）

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

中略

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学、転研究科等、転専攻及び留学

（入学の時期）

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、研究科等において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

（入学資格）

第18条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
  - (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
  - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。)
  - (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
  - (8) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課

程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第19条 大学院に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学者選考)

第20条 入学志願者については、選抜試験を行い、研究科専攻等教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学許可)

第22条 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

(休学)

第23条 疾病その他の理由により、2月以上就学できないときは、学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため就学が不適当と認められた者には、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

4 休学期間は、通じて修士課程及び博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年、医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程にあっては4年を超えることができない。

5 休学期間に中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(退学)

第24条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第25条 大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、学長は、これを許可することができる。

2 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学(以下「外国の大学院等」という。)から大学院の同種の研究科等に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することができる。

3 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可す

る場合に準用する。

(転研究科等)

第26条の2 学生が、所属の研究科等以外の研究科等に転研究科等を願い出たときは、学長は、当該研究科専攻等教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転研究科等に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(転専攻等)

第26条の3 学生が、所属の研究科等内の専攻（先端技術科学教育部にあってはコースとする。以下この条において同じ。）と異なる当該研究科等の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該研究科専攻等教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(留学)

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(国際連合大学における授業科目の履修等)

第27条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、国際連合大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、国際連合大学の授業科目を履修することができる。

2 第9条第2項及び第4項から第6項までの規定は、国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合に準用する。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第28条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第29条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあっては4月、後期にあっては10月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第30条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第30条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむ

を得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第30条の3 経済的理由により入学料の納付が困難である、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第30条の4 経済的理由により納期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第30条の5 経済的理由により授業料の納付が困難である、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学を許可した場合は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第30条の6 経済的理由により納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第30条の7 第30条の3から前条までの規定によるものほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

(教員組織)

第31条 大学院に研究部を置く。

2 研究部については、別に定める。

3 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、研究部その他の組織に所属する本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

第9章 運営組織

(研究部教授会及び教育部教授会)

第32条 大学院の管理運営のため、研究部並びに創成科学研究科各専攻及び各教育部に教授会を置く。

2 前項の教授会については、別に定める。

(研究部長及び研究科等の長)

第32条の2 各研究部に研究部長を、研究科に研究科長を各教育部に教育部長を置く。

2 研究科長は、創成科学研究科各専攻の教授会構成員である教授のうちから選任し、教育部長は、当該教育部の教授会構成員である教授のうちから選任する。

第10章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第33条 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科専攻等教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第33条の2 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院において研究指導を受ける

ことを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科専攻等教授会において選考の上、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。  
(科目等履修生)

第34条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該研究科専攻等教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。  
(研究生)

第34条の2 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない場合に限り、当該研究科専攻等の教授会(教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等)において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(大学院の学生に関する規定の準用)

第34条の3 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、大学院の学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第35条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、当該研究科専攻等教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 雜則

(学則の準用)

第36条 この学則に定めるものほか、大学院の学生に関し必要な事項は、徳島大学学則を準用する。

中略

#### 附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の人間・自然環境研究科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条の表に掲げる総合科学教育部及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成21年度及び平成22年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成21年度		平成22年度			
		修士課程 又は 博士前期 課程	博士課程 又は 博士後期 課程	合 計	收 容 定 員		
		收 容 定 員	收 容 定 員	收 容 定 員	收 容 定 員		
総合科学 教 育 部	地域科学専攻	35	4	39	70	8	78
	臨床心理学専攻	12		12	24		24
	計	47	4	51	94	8	102
合 計		941	640	1,581	988	644	1,632

4 平成20年度以前に人間・自然環境研究科に入学した

者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

中略

#### 附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。

省略

#### 附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。

省略

#### 附 則

- この規則は、平成28年6月1日から施行する。

#### 附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

- この規則は、平成30年9月20日から施行する。

#### 附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の総合科学教育部各専攻及び先端技術科学教育部各専攻の博士前期課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- この規則による改正前の第16条の2の表に掲げる先端技術科学教育部の項は、改正後の同表の規定にかかわらず、令和2年3月31日に先端技術科学教育部各専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、同日に当該専攻に在学する学生については、なお従前の例による。
- 改正後の第6条の表に掲げる創成科学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度は次のとおりとする。

研究科等名	専攻名	令和2年度	
		修士課程又は 博士前期課程	合 計 収容定員
		収容定員	合 計 収容定員
創成科学研究科	地域創成専攻	16	16
	臨床心理学専攻	12	12
	理工学専攻	308	308
	生物資源学専攻	39	39
	計	375	375
合 計		573	1,084

# 徳島大学学位規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

## (卒業による学位の授与)

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

## (課程修了による学位の授与)

第3条 本学の大学院（以下「大学院」という。）の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

## (論文提出による学位の授与)

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、博士の学位を授与する。

## (専攻分野の名称)

第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部名及び研究科名	専攻分野の名称
修士	総合科学教育部（博士前期課程）	学術 臨床心理学 理学 工学 生物資源学
中略		
博士	総合科学教育部（博士課程）	学術

中略

## (学位論文の提出)

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

2 博士課程の学生でない者が博士の学位を請求するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、創成科学研究科各専攻又は各教育部の教授会（以下「研究科専攻等教授会」という。）が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。

4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

## (学位論文の受理)

第7条 学位論文の受理は、研究科専攻等教授会の議を通じて、学長が決定する。

2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

## (学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、研究科専攻等教授会が行う。

2 研究科専攻等教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により研究科専攻等教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。

3 研究科専攻等教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の研究科若しくは教育部（以下「研究科等」という。）担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により研究科専攻等教授会に報告するものとする。

## (最終試験及び試問の方法)

第9条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語については、原則として、2外国語を課するものとする。ただし、博士論文を提出した者が大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者であるときは、退学後5年以内に限り、最終試験に準じて試験をもって試問に代えることができる。

## (学位論文の審査等の期限)

第10条 博士論文の審査及び最終試験又は試問は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

## (課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 研究科専攻等教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の合否について議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

## (学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

2 研究科等の長は、研究科専攻等教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

## (卒業証書・学位記及び学位記の授与)

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者には、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

## (学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学

位記台帳に登録するものとする。

2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷し、公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷し、公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷し、公表することができる。この場合には、本学は、その論文の全文を求めるに応じて、閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位（学士の学位を除く。）を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該研究科専攻等教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究科等の長が別に定めることができる。

中略

別表第1（学部卒業者の場合）

省略

別表第2（修士課程又は博士前期課程修了者の場合）

省略

別表第3（博士課程修了者の場合）

注 甲○第 号	学 位 記	
本籍（都道府県名）		
氏 名		
年 月 日生		
本学大学院〇〇教育部〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日		
徳島大学 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</span>		

備考1 注は、教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあっては「口保」、薬科学教育部創薬科学専攻にあっては「創」と記入する。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第4（論文提出による場合）

注 乙○第 号	学 位 記	
本籍（都道府県名）		
氏 名		
年 月 日生		
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日		
徳島大学 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</span>		

備考1 注は、審査を受けた教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあっては「口保」、薬科学教育部創薬科学専攻にあっては「創」と記入する。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に入間・自然環境研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

中略

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

省略

# 徳島大学大学院総合科学教育部規則

## 第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学大学院総合科学教育部(以下「教育部」という。)に関する事項は、徳島大学大学院学則(以下「学則」という。)及び徳島大学学位規則(以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、教育部に関する事項は、徳島大学大学院総合科学教育部教授会(以下「教育部教授会」という。)が定める。  
(教育研究上の目的)

第2条 教育部は、持続可能な地域社会を目指して、文化環境・社会環境・自然環境を総合・融合・俯瞰する環境調和型の地域社会づくりに携わる人材、並びに、地域再生・地域創生の担い手となる教育研究者及び専門的実務者を養成することを目的とする。

## 第2章 教育課程

(教育方法)

第3条 教育部の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第4条 教育部教授会が教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(授業科目の履修方法)

第6条 学生は、別表の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

### (1) 博士前期課程

専攻	分野名	単位数		
		必修科目	選択科目	計
地域科学専攻	地域創生分野	15単位	18単位以上	33単位以上
	環境共生分野	15単位	18単位以上	33単位以上
	基盤科学分野 (文系)	15単位	18単位以上	33単位以上
	基盤科学分野 (理系)	15単位	18単位以上	33単位以上
臨床心理学専攻		23単位	10単位以上	33単位以上

### (2) 博士後期課程

専攻名	単位数	
	必修科目	計
地域科学専攻	13単位	13単位

- 2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ定める研究指導教員(直接研究指導に当たる教員をいう。以下同じ。)の指導を受けなければならない。
- 3 教育部において教育上有益と認めたときは、本学大学院の他の教育部又は本学学部との協議に基づき、当該他の教育部又は本学学部の授業科目を履修させることができる。
- 4 前項の授業科目を履修しようとする者は、徳島大学

大学院総合科学教育部長(以下「教育部長」という。)の許可を受けなければならない。

5 第3項の規定により履修した授業科目の単位は、教育部が認めたときは、他の大学院の授業科目を履修したものとして取り扱う。

6 この条に定めるもののほか授業科目の履修に関し必要な事項は、教育部長が別に定める。

(公認心理師試験の受験資格)

第6条の2 公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者は、臨床心理学専攻の専攻専門科目のうち別に定める科目的単位を修得しなければならない。

(研究指導)

第7条 研究指導は、研究指導教員が行うものとする。

また、2名の副指導教員(研究指導教員を補助して、研究指導を行う教員をいう。)を置く。

2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。

(試験の告示)

第8条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績)

第9条 博士前期課程における各授業科目的成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。成績は、S(90点以上)、A(80点以上)、B(70点以上)、C(60点以上)に区分する。

2 博士後期課程における各授業科目的成績は、評語によりS、A、B、C、Dの四種とし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(追試験及び再試験)

第10条 疾病その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けることができなかった者又は試験を受けて不合格となった者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(転学者の取扱い)

第11条 他の大学院又は外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)若しくは国際連合大学(以下「外国の大学院等」という。)から教育部に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度教育部教授会が定める。

(転教育部)

第12条 学則第26条の2の規定により、教育部に転教育部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転教育部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転教育部を許可した学生を在籍させる年次は、教育部教授会が定める。

4 転教育部を許可した学生の既修得単位の認定は、教育部教授会が定める。

(転専攻)

第13条 学則第26条の3の規定により転専攻を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 前条第2項から第4項までの規定は、転専攻を許可する場合に準用する。

(他の大学院における授業科目的履修)

第14条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科

目の履修を志願する学生又は外国の大学院に留学を志願する学生は、所定の願書を教育部長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第15条 前条の規定により許可を受けた学生（以下「派遣学生」という。）が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2の規定に基づき学生が休学期間に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教育部教授会が行う。

(履修報告書)

第16条 派遣学生は、他の大学院又は外国の大学院等での履修を終えたときは、所定の履修報告書を速やか（外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内）に教育部長を経て学長に提出しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教育部教授会が行う。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第67号改正）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月30日規則第29号改正）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第79号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月16日規則第51号改正）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日規則第81号改正）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の第5条第1項、第6条の2及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 別表

(1) 博士前期課程の授業科目及び単位数

地域科学専攻

教育部共通科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
環境科学	2	
行動科学	2	
情報科学	2	
地域科学Ⅰ	2	
プロジェクト研究Ⅰ	4	
総合科学課題研究Ⅰ	1	

#### 専攻専門科目

##### 地域創生分野

分野 コア 科目	授業科目	単位数	
		必修	選択
地域経済特論		2	
地域政策特論		2	
空間情報特論A		2	
地域文化特論		2	
福祉社会特論A		2	
地域経済特論演習		2	
地域政策特論演習		2	
地域計画学特論		2	
地域計画学特論演習		2	
空間情報特論A演習		2	
地域文化特論演習		2	
福祉社会特論A演習		2	
空間情報特論B		2	
空間情報特論C		2	
芸術情報地域創生特論		2	
健康科学特論		2	
健康社会特論		2	
総合政策特論		2	
総合政策特論演習		2	
地域言語特論A		2	
地域社会特論		2	
地域創生メディア特論		2	
比較地域史特論A		2	
比較地域史特論B		2	
福祉社会特論B		2	
マルチメディア工学		2	
都市・地域計画論		2	
都市及び交通システム計画		4	
ニュービジネス特論		2	
ビジネスモデル特論		2	
発展型地域創生特論		2	
地域創生特論		4	
応用生理学特論		2	
比較地域社会文化論（東アジア地域）		2	
地域科学特別演習I		8	

#### 環境共生分野

分野 コア 科目	授業科目	単位数	
		必修	選択
環境政策特論		2	
環境マネジメント特論		2	
地域行政法特論		2	
環境システム科学特論		2	
生物資源保全学特論		2	
環境共生学研究法特論		2	
環境政策特論演習		2	
環境マネジメント特論演習		2	
地域行政法特論演習		2	
環境汚染物質特論		2	
環境共生科学特論		2	
遺伝環境科学特論		2	
環境共生生物学特論		2	
環境数理特論		2	
環境数理特論演習		2	
環境適応学特論		2	
環境物質科学特論		2	

授業科目	単位数	
	必修	選択
分野専門科目	資源環境経済学特論	2
	資源環境経済学特論演習	2
	食品安全科学特論	2
	生化学特論	2
	生物資源保全学特論演習	2
	生物資源化学特論	2
	生物資源特論	2
	共生環境化学特論	2
	総合政策特論	2
	地域経済特論	2
	発生情報科学特論	2
	環境システム工学特論	2
	発展型環境共生特論	2
	地域科学特別演習Ⅰ	8

基盤科学分野（文系）

授業科目	単位数	
	必修	選択
分野専門科目	総合政策特論	2
	比較文化特論	2
	近現代社会特論	2
	経済学特論	2
	言語文化特論	2
	総合政策特論演習	2
	比較文化特論演習	2
	経済学特論演習	2
	言語文化特論演習	2
	産業経済法特論	2
	資源環境経済学特論	2
	資源環境経済学特論演習	2
	地域行政法特論	2
	地域経済特論	2
	地域経済特論演習	2
	地域言語特論A	2
	発展型基盤科学文系特論	2
	地域科学特別演習Ⅰ	8

基盤科学分野（理系）

授業科目	単位数	
	必修	選択
分野専門科目	環境数理特論	2
	物質情報特論	2
	地球科学特論	2
	物質科学特論	2
	物質エネルギー特論	2
	環境数理特論演習	2
	地球科学特論演習	2
	物質科学特論演習	2
	情報数学特論	2
	数理情報特論	2
	環境分析化学特論	2
	環境分子化学特論	2
	物性計測特論	2
	物性科学特論	2
	発展型基盤科学理系特論	2
	地域科学特別演習Ⅰ	8

## 臨床心理学専攻

## 教育部共通科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
地域科学Ⅰ	2	
環境科学		2
行動科学		2
情報科学		2
プロジェクト研究Ⅰ		4
総合科学課題研究Ⅰ	1	

## 専攻専門科目

授業科目	単位数		
	必修	選択	自由
臨床心理学特論A	2		
臨床心理学特論B	2		
臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践）	2		
臨床心理面接特論B	2		
臨床心理査定演習A（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2		
臨床心理査定演習B	2		
臨床心理基礎実習A	1		
臨床心理基礎実習B	1		
臨床心理実習A（心理実践実習Ⅱ）	1		
臨床心理実習B	1		
認知心理学特論		2	
認知心理学特論演習		2	
生涯発達心理学特論		2	
家族研究特論		2	
臨床心理関係行政特論		2	
社会心理学特論		2	
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）		2	
障害臨床心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2	
心理療法特論		2	
臨床心理的地域援助特論		2	
臨床心理学特別演習	4		
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）		2	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2	
心の健康教育に関する理論と実践		2	
家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		2	
学校心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）		2	
心理実践実習Ⅰ		1	
心理実践実習Ⅲ		2	
心理実践実習Ⅳ		2	
心理実践実習Ⅴ		2	
心理実践実習VI		2	

## (2) 博士後期課程の授業科目及び単位数

## 地域科学専攻

授業科目	単位数	
	必修	選択
地域科学Ⅱ	4	
プロジェクト研究Ⅱ	4	
地域科学特別演習Ⅱ	4	
総合科学課題研究Ⅱ	1	

## 徳島大学大学院総合科学教育部における授業 科目の履修方法に関する細則

第1条 この細則は、徳島大学大学院総合科学教育部規則（以下「規則」という。）第6条第6項の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部における授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 学生は、規則別表に定める授業科目について、次の各号に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

(1) 博士前期課程地域科学専攻の履修方法は次のとおりとする。

イ 学生は、所属する分野の授業科目を履修する。

ロ 教育部共通科目の9単位以上を履修する。

ハ 各分野のコア科目から6単位以上を履修する。

ニ 各分野の専攻専門科目から8単位以上を履修する。その際、履修指導により他分野の科目を4単位まで履修することができる。

ホ 特別演習は、指導教員の指導の下で履修する。

(2) 博士前期課程臨床心理学専攻の履修方法は次のとおりとする。

イ 学生は、所属する専攻の授業科目を履修する。

ロ 教育部共通科目の5単位以上を履修する。

ハ 専攻専門科目の選択科目から8単位以上を履修する。

ニ 特別演習は、指導教員の指導の下で履修する。

(3) 博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

イ 学生は、所属する専攻の授業科目を履修する。

ロ 特別演習は、指導教員の指導の下で履修する。

### 附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前に入学した者については、改訂後の規定に関わらず、なお従前の例による。

# 徳島大学大学院総合科学教育部学位規則実施細則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学学位規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部（以下「教育部」という。）における学位審査に必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 課程修了による学位審査

### (学位論文の提出時期及び資格要件)

第2条 規則第6条第1項の規定による博士論文の提出時期は、博士後期課程第3年次の1月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）の指定の期間とする。ただし、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第1年次の1月（後期の学期から入学した者については7月）まで、学則第12条第2項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第2年次の1月（後期の学期から入学した者については7月）まで博士論文の提出時期を繰り上げることができる。

2 規則第6条第4項の規定による修士論文の提出時期は、博士前期課程第2年次の2月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）の指定の期間とする。ただし、学則第11条第1項ただし書の規定による優れた業績を上げたと認められる者については、博士前期課程第1年次の2月（後期の学期から入学した者については7月）まで修士論文の提出時期を繰り上げることができる。

3 前2項の規定による学位論文の提出に当たっては、提出の日までに所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。

### (学位論文提出の手続)

第3条 博士論文の審査を受けようとする者は、あらかじめ教育部教授会の承認を受けて次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。ただし、第2号から第6号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- |                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| (1) 学位申請書（様式1）                      | 1部      |
| (2) 履歴書（様式5）                        | 1部      |
| (3) 論文目録（様式6）                       | 1部      |
| (4) 博士論文                            | 1部      |
| (5) 論文内容要旨 和文1,000～1,500字（様式7）      | 1部      |
| (6) 参考論文（公刊予定のものは、受理証明書を添えた投稿原稿の写し） | 各1部     |
| (7) 共著者の承諾書（様式8）                    | 共著者 各1部 |
| (8) 誓約書（様式12）                       | 1部      |

2 修士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を受けて次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。ただし、第2号から第5号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) 学位申請書（様式2）               | 1部 |
| (2) 履歴書（様式5）                 | 1部 |
| (3) 論文目録（様式6）                | 1部 |
| (4) 修士論文                     | 1部 |
| (5) 論文内容要旨 和文600～1,000字（様式7） | 1部 |

## (審査委員会)

第4条 学位論文が受理されたときは、教育部教授会は、申請者ごとに審査委員会を組織し、論文審査及び最終試験の実施を付託する。

### (論文審査等の実施)

第5条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行い、その結果を文書をもって教育部長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨（様式9）及び最終試験報告書（様式10）とする。

### (課程修了の議決)

第6条 教育部教授会は、審査委員会による論文審査及び最終試験の報告に基づき審議の上、担当者の投票により課程修了の可否を議決する。

### (学位授与の時期)

第7条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は、原則として次のとおりとする。

#### (1) 博士

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| イ 標準修業年限内に合格した者（口及びハに規定する者を除く。）     | 第3学年末の定められた日                                |
| ロ 学則第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定により合格した者 | 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年又は第3学年で合格した者については合格した日 |
| ハ 学則第12条第2項ただし書の規定により合格した者          | 第2学年末の定められた日。ただし、第3学年で合格した者については合格した日       |
| ニ その他の者                             | 合格した日                                       |

#### (2) 修士

- |                              |                                       |
|------------------------------|---------------------------------------|
| イ 標準修業年限内に合格した者（口に規定する者を除く。） | 第2学年末の定められた日                          |
| ロ 学則第11条第1項ただし書の規定により合格した者   | 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年で合格した者については合格した日 |
| ハ その他の者                      | 合格した日                                 |

## 第3章 論文提出による学位審査

### (論文提出による学位請求の時期及び資格要件)

第8条 規則第6条第2項の規定による博士論文の提出時期は、毎年4月または10月の指定の期日までとする。

2 前項の規定により博士論文を提出して学位を請求することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- |   |
|---|
| (1) 徳島大学大学院総合科学教育部博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者            |
| (2) 教育部博士後期課程に1年以上3年未満在学した後退学した者については、所定の年限から在学期間を差し引いた期間に1年を加えた期間以上の研究歴を有する者 |
| (3) 大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了後、原則として5年以上の研究歴を有する者                                 |
| (4) 大学又は旧制の専門学校を卒業後、原則として8年以上の研究歴を有する者  |
| (5) 短期大学又は工業高等専門学校を卒業後、原則として10年以上の研究歴を有する者                                    |
| (6) 前各号のほか、教育部教授会において、学位請求の資格を有すると認めた者  |
- 3 前項の研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。
- |                         |
|-------------------------|
| (1) 大学の専任教員として研究に従事した期間 |
| (2) 大学院の学生として在学した期間     |

- (3) 大学院の研究生として研究に従事した期間  
 (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間  
 (5) その他教育部教授会において認めた期間  
 (論文提出による学位請求の提出手続き)
- 第9条 論文提出による学位を請求しようとする者は、あらかじめ教育部教授会の承認を受けて次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。ただし、第3号から第7号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。
- |   |         |
|---|---------|
| (1) 学位申請書（様式3）                                    | 1部      |
| (2) 学位申請調書（様式4）                                   | 1部      |
| (3) 履歴書（様式5）                                      | 1部      |
| (4) 論文目録（様式6）                                     | 1部      |
| (5) 博士論文  | 1部      |
| (6) 論文内容要旨 和文1,000～1,500字（様式7）                    | 1部      |
| (7) 参考論文のあるときは、当該論文（公刊予定のものは、受理証明書を添えた投稿原稿の写し）各1部 |         |
| (8) 共著者の承諾書（様式8）                                  | 共著者 各1部 |
| (9) 最終学歴の卒業（修了）証明書                                | 1部      |
| (10) 写真（手札型、脱帽、上半身）最近6月以内に撮影したもの。                 | 1枚      |
| (11) 学位論文審査手数料                                    |         |
| (12) 誓約書（様式12）                                    | 1部      |
- (論文審査委員会)

- 第10条 学位論文が受理されたときは、教育部教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を組織し、論文審査及び試問の実施を付託する。  
 (論文提出による論文審査等の実施)
- 第11条 論文審査委員会は、論文審査及び試問を行い、その結果を文書により教育部長に報告する。  
 2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨（様式9）及び試問結果報告書（様式11）とする。  
 (論文審査等の議決)
- 第12条 教育部教授会は、論文審査委員会による論文審査及び試問の結果の報告に基づき審議の上、担当者の投票により学位授与の合否を議決する。  
 (学位授与の時期)
- 第13条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は、合格した日とする。

- 第4章 雜則  
 (実施細目)
- 第14条 この細則に定めるもののほか、学位審査に関し必要な細目は、その都度教育部教授会が定める。  
 附 則  
 この細則は、平成21年4月1日から施行する。  
 附 則  
 この細則は、平成27年4月1日から施行する。  
 附 則  
 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

### 様式1

和暦 年 月 日	
徳島大学長 殿	
署名	
学位申請書	
このたび、徳島大学学位規則第6条第1項の規定に基づき、博士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。	
(指導教員氏名) (印)	

### 様式2

和暦 年 月 日	
徳島大学長 殿	
署名	
学位申請書	
このたび、徳島大学学位規則第6条第4項の規定に基づき、学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。	
(指導教員氏名) (印)	

### 様式3

和暦 年 月 日	
徳島大学長 殿	
署名	
学位申請書	
このたび、徳島大学学位規則第6条第2項の規定に基づき、博士の学位を請求したいので学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。	
(指導教員氏名) (印)	

様式4

学位申請調書	
1 申請者氏名	
2 博士論文題目	
3 博士論文指導者 所属職名 氏名	
4 博士論文作成(研究)場所及び当時の身分	
5 現在の勤務先及び職名	
6 紹介教員(徳島大学大学院総合科学教育部研究指導担当教員) 氏名	
7 通信連絡先	

様式7

論文内容要旨				
報告番号	甲 乙 学 心	総 総 修 修	第	号
学位論文題目				
内容要旨 博士論文 和文1,000字～1,500字 修士論文 和文600字～1,000字				

様式5

履歴書				
報告番号	甲 乙 学 心	総 総 修 修	第	号
(ふりがな) 氏名			生年 月日	昭和 年 月 日 男女
本籍 (都道府県名)				
現住所				
学歴 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日				
研究歴 年 月 日				
職歴 年 月 日				
賞罰				
上記のとおり相違ありません。 和暦 年 月 日 署名 注 学歴は、高等学校卒業以後について記入すること。				

様式8

共著者の承諾書				
和暦 年 月 日				
徳島大学大学院総合科学教育部長 殿				
共著者氏名 所属職名	印			
博士論文題目「 共著論文 平成 年 月 発行 雑誌第 卷 号 ページに発表済	」			
上記共著論文を 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文の参考論文(主論文)として使用することに異議ありません。 なお、将来においても博士論文として他に使用しません。 また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。(どちらかにチェックを入れてください。)				
(注) 1 学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき、平成25年4月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、その全文を公表することが定められています。 2 上記1の理由により、万が一チェックに不備がある場合は、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表に同意いただいたものと判断させていただきます。 3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重させていただきます。				

様式6

論文目録				
報告番号	甲 乙 学 心	総 総 修 修	第	号
学位論文題目				
論文の目次				
備考 1 論文題目は、用語が英語以外の外国語のときは日本語訳を付けて、外国語、日本語の順に列記すること。 2 参考論文は、論文題目、著者名、公刊の方法及び時期を順に明記すること。 3 参考論文は、博士論文の場合に記載すること。				

様式9

論文審査の結果の要旨				
報告番号	甲 乙 学 心	総 総 修 修	第	号
審査委員	主査 副査 副査			
学位論文題目				
審査結果の要旨				

様式 10

最終試験報告書			
報告番号	甲 総 乙 総 学 修 心 修	第 号	氏名
実施年月日	和暦 年 月 日		
試験方法	口頭		
試験結果の要旨			
決定(該当を○で囲む。)		可 否	
主査 氏名	印		
副査 氏名	印		
副査 氏名	印		

様式 11

試問結果報告書			
報告番号	乙 総 第 号	氏名	
実施年月日	和暦 年 月 日		
試験方法 専門科目 外国語(英語)	口頭 筆答		
試問の結果の要旨			
決定(該当を○で囲む。)		合 否	
主査 氏名	印		
副査 氏名	印		
副査 氏名	印		

様式 12

誓約書						
和暦 年 月 日						
徳島大学長 殿						
学位申請者氏名(自署)						
学位申請論文名						
<p>私は、博士(学術)の学位申請にあたり、研究倫理に関する諸規範を遵守し、データ及び調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び論文の二重投稿等研究不正をしていないことを誓約します。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>研究指導教員 確認</td> </tr> <tr> <td>剽窃防止ソフトを用い上記論文を調査するとともに、上記論文に研究不正がないことを確認しました。</td> </tr> <tr> <td>所 属 研究指導教員(自署)</td> </tr> </table>				研究指導教員 確認	剽窃防止ソフトを用い上記論文を調査するとともに、上記論文に研究不正がないことを確認しました。	所 属 研究指導教員(自署)
研究指導教員 確認						
剽窃防止ソフトを用い上記論文を調査するとともに、上記論文に研究不正がないことを確認しました。						
所 属 研究指導教員(自署)						

# 徳島大学大学院総合科学教育部の博士学位審査に関する内規

平成21年4月1日  
大学院総合科学教育部長制定

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この内規は、徳島大学大学院総合科学教育部学位規則実施細則（以下「細則」という。）第14条の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部（以下「教育部」という。）における博士学位審査に必要な細目を定めるものとする。

## 第2章 課程修了による学位審査

### (予備審査)

第2条 細則第2条第1項に規定する時期に課程博士の学位論文を提出しようとする者は、細則第3条第1項の規定により、あらかじめ教育部教授会による予備審査を受け、承認を得るものとする。

### (予備審査の申請書類)

第3条 予備審査を申請する者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。ただし、第2号及び第3号の書類については、予備審査委員会の委員（審査協力者を含む。）が3人を超える場合は、その委員の数の部数とする。

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 予備審査申請書（様式1）                    | 1部  |
| (2) 学位論文の内容梗概                       | 3部  |
| (3) 参考論文（学術雑誌に投稿中のものは、その原稿の写し）（様式3） | 各3部 |

### (予備審査の申請時期)

第4条 予備審査の申請時期は、予定されている学位論文提出時期の3月以前とする。

### (予備審査の付託)

第5条 教育部長は、予備審査の申請があったときは申請者ごとに予備審査委員会を組織し、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定するための予備審査を付託する。

### (予備審査委員会)

第6条 予備審査委員会は、教育部研究指導担当教員のうちから、申請者の指導教員を含めて選出された3人以上の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、本学大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（予備審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

2 予備審査委員会に委員の互選による委員長を置き、委員長は予備審査委員会の総括を行う。

3 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から1ヶ月以内に、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定し、委員長はその結果を教育部教授会に報告する。

### (予備審査の議決と結果の通知)

第7条 教育部教授会は、予備審査委員会委員長の報告に基づき、学位論文の審査の請求に値するか否かを審議の上議決し、教育部長はその結果を速やかに申請者に通知する。

### (課程博士の学位論文の提出時期)

第8条 課程博士の学位論文を提出する時期は、博士後期課程の各学年の1月又は7月の指定の期日までとする。第15条で定める単位修得退学後3年以内の者についても同様とする。

## (参考論文)

第9条 細則第3条第1項第6号の参考論文とは、申請者によって執筆され、学位論文の主要な内容が記述された公刊論文又は公刊されることが証明された論文原稿をいう。

2 前項の参考論文には、原則として、学位申請者が主として寄与した研究成果を申請者自身が執筆し、権威ある学術雑誌に投稿して査読の結果、掲載が認められた主論文もしくは著書（分担執筆を含む）が1報以上あることを必要とする。

3 公刊論文として、さらに数編程度の副論文があることが望ましい。

4 主論文が学位申請者を含む複数の著者によって執筆された共著論文の場合には、その論文の成果が主として学位申請者が寄与したものであり、主要部分が申請者によって執筆されたものであることを、すべての共著者が署名捺印の上証明する細則第3条第1項第7号の承諾書の提出を必要とする。なお、指導教員が論文提出について共著者の承諾を得ている場合は、承諾確認書（細則様式3）をもってこれに代えることができる。

## (主論文)

第10条 主論文は、ただ1人の学位論文に用いられるものでなければならない。そのため、学位申請者の単著又は筆頭著者であることが望ましいが、特別な事情によってそうでない場合には、前条の承諾書又は承諾確認書を提出させるとともに、審査委員はその事情を教育部教授会で説明するものとする。

## (副論文)

第11条 副論文とは、学位申請者が参加した研究の成果を執筆した同種の公刊論文をいう（単著又は筆頭著者であることを問わない。）。申請者が筆頭著者として執筆し、著者自身が発表した国際会議論文なども含む。

### (審査委員会)

第12条 細則第4条に規定する審査委員会は、申請者の指導教員を含めて選出された3人以上（教育部教授会構成員の3人を含む。）の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、学位論文の審査等に当たって、本学大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

2 審査委員会に審査委員主査（以下「主査」という。）を置き、主査は審査委員会の総括を行う。ただし、主査に指導教員を選出することはできない。

### (学位論文の公聴会)

第13条 論文審査の段階において、審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、学位論文の公聴会の開催日を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、関係教室等への掲示をもって公示するものとする。

## (最終試験)

第14条 細則第5条第1項の最終試験は、口頭による専門科目試験とする。

### (単位修得退学者の取扱い)

第15条 徳島大学大学院総合科学教育部博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得後退学した者は、退学後3年以内であれば課程博士の学位審査を受けることができる。

### 第3章 論文提出による学位審査

(論文提出による予備審査)

第16条 細則第8条第1項に規定する論文提出による学位審査を申請しようとする者は、細則第9条の規定により、あらかじめ教育部教授会による予備審査を受け、承認を得るものとする。

(紹介教員)

第17条 申請者は、論文内容に関連ある研究分野の教育部研究指導担当教員を紹介教員として選ぶものとする。

(論文提出による予備審査の申請書類)

第18条 論文の予備審査を申請する者は、紹介教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。ただし、第2号及び第3号の書類については、予備審査委員会の委員（審査協力者を含む。）が3人を超える場合は、その委員の数の部数とする。

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) 論文予備審査申請書（様式予2）            | 1部  |
| (2) 学位論文の内容梗概                  | 3部  |
| (3) 参考論文（学術雑誌に投稿中のものは、その原稿の写し） | 各3部 |
| (4) 履歴書                        |     |
| (5) 最終学歴の卒業又は修了証明書             |     |

(論文提出による予備審査の申請時期)

第19条 予備審査の申請時期は、予定されている学位論文提出時期の3月以前とする。

(論文提出による予備審査の付託)

第20条 予備審査の申請があったときは、教育部長は教育部教授会に付議し、申請者ごとに論文予備審査委員会を組織し、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定するための予備審査を付託する。

(論文予備審査委員会)

第21条 論文予備審査委員会は、教育部研究指導担当教員のうちから、紹介教員を含めて選出された3人以上の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、本学大学院の教育部担当の教員又は他の大学院等若しくは研究所の教員等の協力（論文予備審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

2 論文予備審査委員会に委員の互選による委員長を置き、委員長は論文予備審査委員会の総括を行う。

3 論文予備審査委員会は、予備審査を付託された日から1月以内に、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定し、委員長はその結果を教育部教授会に報告する。

(論文予備審査の議決と結果の通知)

第22条 教育部教授会は、論文予備審査委員会委員長の報告に基づき、学位論文の審査の請求に値するか否かを審議の上議決し、教育部長はその結果を速やかに申請者に通知する。

(論文提出による学位論文の提出時期)

第23条 論文提出による学位論文を提出する時期は、毎年1月又は7月の指定の期日までとする。

(論文提出による博士論文の提出書類)

第24条 細則第8条第2項第1号に該当する者については、細則第9条に規定する書類等のうち第9号及び第10号の書類の提出を要しないものとする。

(論文提出による参考論文)

第25条 細則第9条第7号の参考論文とは、申請者によって執筆され、学位論文の主要な内容が記述された公刊論文又は公刊されることが証明された論文原稿を

いう。

- 2 前項の参考論文には、原則として、学位申請者が主として寄与した研究成果を申請者自身が執筆し、権威ある学術雑誌に投稿して査読の結果、掲載が認められた主論文もしくは著書（分担執筆を含む）が3報以上あることを必要とする。
- 3 公刊論文として、さらに数編程度の副論文があることが望ましい。
- 4 主論文が学位申請者を含む複数の著者によって執筆された共著論文の場合には、その論文の成果が主として学位申請者が寄与したものであり、主要部分が申請者によって執筆されたものであることを、すべての共著者が署名捺印の上証明する細則第9条第8号の承諾書の提出を必要とする。
- 5 主論文及び副論文については、それぞれ第10条及び第11条の規定を準用する。

(論文審査委員会)

第26条 細則第10条に規定する論文審査委員会は、紹介教員を含めて選出された3人以上（教育部教授会構成員の3人を含む。）の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、学位論文の審査に当たって、本学大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（論文審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

2 審査委員会に審査委員主査（以下「主査」という。）を置き、主査は審査委員会の総括を行う。ただし、主査に紹介委員を選出することはできない。

(論文提出による学位論文の公聴会)

第27条 論文審査の段階において、論文審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、学位論文の公聴会の開催日を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、関係教室等への掲示をもって公示するものとする。

(試問)

第28条 細則第11条第1項の試問は、専門科目については口頭で、外国語については筆答で行う。

2 外国語の試問は、英語について行う。

3 外国語の主論文又は申請者自身が発表した国際会議論文がある場合には、外国語の試問は免除する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

様式予1

和暦 年 月 日
徳島大学大学院総合科学教育部長 殿
署名 .....
予備審査申請書
このたび、徳島大学大学院総合科学教育部の博士学位審査に関する内規第2条の規定に基づき、予備審査を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

様式予2

和暦 年 月 日
徳島大学大学院総合科学教育部長 殿
署名 .....
論文予備審査申請書
このたび、徳島大学大学院総合科学教育部の博士学位審査に関する内規第16条の規定に基づき、論文予備審査を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

様式8-2

承諾確認書	
和暦 年 月 日	
徳島大学大学院総合科学教育部長 殿	指導教員氏名 印
学位論文申請者氏名 博士論文題目「 共著論文 共著者名 平成 年 月 発行 雑誌第 卷 号 ページに発表済	
上記共著論文を 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文の参考論文（主論文）として使用することについて、全共著者から異議がないこと及び将来においても博士論文として他に使用しないことを確認しております。	
また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することについては、以下の通り確認しております。 (どちらかにチェックを入れてください) <input checked="" type="checkbox"/> 全共著者の承諾を得ています。 <input type="checkbox"/> 一部又は全共著者の承諾を得られていません。	
(注) 学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することに係る承諾を得る際には、必ず次の事項を共著者にお伝えください。	
1 学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、平成25年4月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、その全文を公表することが定められていること。	
2 上記1の理由により、承諾しないことの明確な意思表示がない場合には、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表に同意いただいたものと判断させていただくこと。	
3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重すること。	

# 徳島大学大学院総合科学教育部博士後期課程 学位論文審査基準

## 地域科学専攻

博士の学位論文は、次に掲げる点を総合的に考慮し、かつ、審査対象者が学位申請を行った分野の研究者として自立して研究活動を行い、又はその他高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

### 1 研究テーマ・問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に独創性や新規性があり、学術的及び社会的意義があると認められること。

### 2 研究方法の妥当性

研究テーマについて、適切に先行研究と関連づけつつ、問題設定に対してふさわしい研究方法を実践していること。

### 3 結論の妥当性

結論がそれまでの展開を踏まえて論理的且つ明確に導き出されていること。

### 4 独創性・オリジナリティ

研究テーマ及び問題設定、分析方法、結論等に注目すべき独創性が認められること。

### 5 社会又は学会等への貢献

社会への貢献が期待され、又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること。

### 6 総合力

高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の倫理観、技術力、研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有すると認められ、研究者として自立して研究活動を行うことができること。

# 徳島大学大学院総合科学教育部（博士後期課程） において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項

### (目的)

第1条 この要項は、徳島大学大学院学則（平成7年規則第1181号）第12条第1項ただし書、同条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定に基づく、徳島大学大学院総合科学教育部（博士後期課程）における優れた研究業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

### (認定申請の時期)

第2条 認定申請を行う時期は、徳島大学大学院総合科学教育部の博士学位に関する内規（以下「内規」という。）第4条に定める学位論文予備審査の申請の1か月前までとする。

### (認定基準)

第3条 研究業績が優れており、権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果受理された主論文が3編以上あり、かつ、次の各号の一に該当する者について、認定を行うものとする。

- (1) 本人自身が発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。
- (2) 学会から本人自身の研究に対して論文賞などを受賞していること。
- (3) 共同研究プロジェクト等に貢献していること。
- (4) 学会活動等での顕著な活躍が認められていること。
- (5) 日本学術振興会特別研究員に採用され、又は採用予定であること。
- (6) その他、顕著な研究業績を上げていること。

### (認定手続き)

第4条 指導教員は、前条に定める基準を満たすがある場合は、期間短縮修了者推薦書（別紙様式1）に内規第3条第2号及び第3号に定める書類を添付し、徳島大学大学院総合科学教育部長（以下「教育部長」という。）あて申請するものとする。

### (認定審査の付託)

第5条 教育部長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る認定審査を教育部教務・入学試験委員会へ付託する。

### (審査委員会の設置)

第6条 教育部教務・入学試験委員会は、前条の付託を受けたときは、第2条に規定する優れた研究業績を上げた者の認定に関し、審査委員会を設置する。

### (審査委員会の組織)

第7条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 博士後期課程小委員会委員長
- (2) 教育部教務・入学試験委員会の博士後期課程担当の委員 1名
- (3) 研究指導教員から博士後期課程小委員会委員長が指名する教員 1名

2 審査委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

3 委員長は、第1項の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (審査及び結果の報告)

第8条 教育部教務・入学試験委員会は、審査委員会の結論に基づく審議を博士後期課程小委員会に付託し、

その審議の結果を承認する。

2 教育部教務・入学試験委員会委員長は、前項の結果を教育部長へ報告するものとする。

(審査結果の決定)

第9条 教育部長は、前条の報告に基づき、第2条に規定する優れた研究業績を上げた者の認定の可否を決定する。

2 教育部長は、前項の規定により、認定を可決された者に対し、博士論文予備審査の申請を許可する。

(疑義解釈)

第10条 この要項の実施に関し、疑義が生じた場合は、博士後期課程小委員会に解釈を付託し、その結果を教育部教務・入学試験委員会において承認する。

(要項の改廃)

第11条 この要項の改廃は、教育部教務・入学試験委員会及び徳島大学大学院総合科学教育部教授会の議を経なければならない。

#### 附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施し、平成22年度入学者から適用する。

#### 様式1

和暦 年 月 日		
期間短縮修了者推薦書（博士後期課程）		
総合科学教育部長 殿		
指導教員 氏名	印	
下記の者は、徳島大学大学院総合科学教育部（博士後期課程）において優れた業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項第3条に規定する認定基準を満たしていると認め、同要項第4条の規定に基づき推薦します。		
記		
入学時期 平成 年 月	所 属 博士後期課程 地域科学専攻 年次	氏 名
推薦理由		

## 徳島大学大学院総合科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

平成21年4月1日

総合科学教育部長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第9条の4第2項の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部（以下「教育部」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者（以下「長期履修学生」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有する者で、かつ、所属長の承諾を得た者
- (2) その他教育部長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、在学期間が、博士前期課程の学生にあっては1年、博士後期課程の学生にあっては2年を超える者は、第5条に定める申請をすることができない。

(長期履修の期間)

第3条 長期履修できる期間は、学則第5条に規定する在学期間以内とする。

2 長期履修学生が在学中、長期履修学生として認められた期間の変更をする場合は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(教育課程の編成)

第4条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、教育部が定めた履修基準を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(申請手続)

第5条 長期履修を希望する者は、所定の申請書を別に定める期日又は期間内に提出しなければならない。

(審査手続)

第6条 教育部教務・入学試験委員会は、申請書類及び面談により審査し、その結果を教育部長に報告するものとする。

2 教育部長は、教育部教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、教育部教授会の議を経て教育部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式 1

長期履修申請書					
和暦 年 月 日					
徳島大学長 殿					
総合科学教育部博士 課程 専攻					
学生番号					
署名					
下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を希望したいので申請します。					
記					
平成 年 月入学	平成 年 月修了予定	修業予定年数	年	ヶ月	
申請理由					
履修計画					
※勤務先の所属長の承諾書を添付すること。 指導教員署名					

様式 2

長期履修期間短縮申請書					
和暦 年 月 日					
徳島大学長 殿					
総合科学教育部博士 課程 専攻					
学生番号					
署名					
下記のとおり長期にわたる教育課程の履修の期間短縮をしたいので申請します。					
記					
平成 年 月入学	平成 年 月修了予定	修業予定年数	年	ヶ月	
短縮理由					
履修計画					
許可済みの長期履修期間					
平成 年 月入学	平成 年 月修了予定	修業予定年数	年	ヶ月	
指導教員署名					

徳島大学大学院総合科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則の申合せ

平成 21 年 4 月 1 日  
総合科学教育部長制定

この申合せは、徳島大学大学院総合科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則（以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部（以下「教育部」という。）における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

- 規則第 5 条の「別に定める期日又は期間内」とは、次の各号のとおりとする。
  - 入学時から長期履修を希望する者 入学手続き日
  - 在学生 前期から長期履修を希望する者にあっては、10 月 1 日から 2 月末日の期間、後期から長期履修を希望する者にあっては、4 月 1 日から 8 月末日の期間。
- 長期履修学生が規則第 3 条第 2 項に規定する期間の変更を希望する場合、その所属する分野において、原則として変更する 6 か月前までに申請書類及び面談による審査を行う。審査については、第 3 項の規定を準用する。なお、期間の変更は短縮のみとし、延長については認めないものとする。  
教育部教務・入学試験委員会は、報告に基づき判定し、その結果を教育部長に報告するものとする。
- 規則第 6 条第 1 項に規定する審査は、指導教員及び地域科学専攻の研究指導分野又は臨床心理学専攻の教育部教務・入学試験委員会委員が行い、結果を教育部教務・入学試験委員会に報告する。（ただし、両者が同一の場合は、指導教員及び研究指導分野の他の教員が行うものとする。）

附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 26 年 9 月 11 日から実施する。

## **気象警報が発令された場合の休講措置**

台風等により、気象警報が徳島市に発令された場合の授業の休講措置は、次のとおりとする。

- (1) 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」、「暴風警報と洪水警報」、「大雪警報」(以下「警報」という。)又は特別警報(波浪特別警報を除く。以下同じ。)が発令中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発令中の場合は、午後の授業を休講とする。
- (2) 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発令中の場合は、すべて授業を休講とする。
- (3) 授業開始後に警報が発令された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- (4) (1)から(3)に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、総合科学部長が措置を決定する。
- (5) (1)から(4)の措置により休講となった授業は後日に補講する。
- (6) 上記のほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、総合科学部長が別に定める。

## 講義室・実験室および教員研究室配置図

[1 階]

综合科学部 1 号馆

国際教養コース

(ヘルベルト) (座喜) (三隅) (オラフ) (吉田文) (熊坂)

IN01 渭水会	IN02 多目的室	IN03 学部図書室 書架	IN04 閲覧室	IN05 コース国際教養室	IN06 国際研究室	IN07 国際研究室	IN08 国際教養研究室	IN09 国際教育研究室	IN10 国際教養研究室	IN11 国際教養研究室
-------------	--------------	---------------------	-------------	------------------	---------------	---------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------



显示窗

(山田) (桶口友)

(井戸) (服部恒) (山口裕)

1W01  
学生交流プラザ

1W02  
事務用倉庫

生物資源產業學部・理工學部・教養教育院

W C	ベース	1M12 センタ ー機 器	1M13 研 究 室	1M14 生 物 資 源	1M15 研 究 室	1M16 生 物 資 源	1M17 研 究 室	1M18 生 物 資 源	1M19 院 教 養 教 育	1M20 研 究 室	1M21 博士 後 期 課 程 學 生 研 究 室	1M22 實 驗 程 序 學 生 後 期 3 生 期	1M23 課 程 學 生 後 期 P 2 生 期	1M24 實 驗 程 序 學 生 後 期 5 生 期
		研 究 室	業 學 部	生 物 學 部	研 究 室	業 學 部	生 物 學 部	研 究 室	業 學 部	教 養 教 育	研 究 室	學 生 後 期 3 生 期	課 程 學 生 後 期 P 2 生 期	實 驗 程 序 學 生 後 期 5 生 期

(佐々木) (赤松) (山下) (真壁) (渡部) (山城)

学務係 資料室	
1W05 書庫	

学務係

地域創生ヨース

(塚本)

地域創生コース  
学生スペース2

1S 14 印 刷 室 1	1S15 更 衣 室 (男)	1S16 更 衣 室 (女)	1 S 17  総 務 係	1 S 18 公共政策コース 共同研究室	1 S 19 地域創生 研 究 室	1 S 20 考古資料 保管室	1 S 21 地域創生 研 究 室	1 S 22 地域創生 研 究 室	1 S 23 地域創生 研 究 室	1 S 24 地 域 政 策 研 究 室 プ リ ジ ェ ト キ ャ ム	1 S 25 地 域 創 生 研 究 室	1 S 26 研 究 室	1 S 27 地 域 創 生 研 究 室	1 S 28 地 域 創 生 研 究 室
---------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	--	----------------------------	-----------------	----------------------------	----------------------------

(高橋) (渡邊) (矢部)

(豊田) (平井) (中村) (内藤)

[ 2 階 ]

国際教養コース

(衣川) (エイガワ) (新田)

(荒武) (田島) (大村) (山内)

(田久保)

(吉岡) (中島)

2N01 Culture Lounge	2N02 研地域研究室 Culture Lounge	2N03 研国際研究教室 International Research Classroom	2N04 研国際研究教室 International Research Classroom	2N05 研国際研究教室 International Research Classroom	2N06	2N07 研国際研究教室 International Research Classroom	2N08 研国際研究教室 International Research Classroom	2N09 研教養教育院 Institute of Educational Research and Training	2N10 研国際研究教室 International Research Classroom	2N11 研教養教育院 Institute of Educational Research and Training	2N12 研国際研究教室 International Research Classroom	2N13 English Room	2N14 研国際研究教室 International Research Classroom	2N15 研国際研究教室 International Research Classroom
------------------------	-------------------------------	--	--	--	------	--	--	---	--	---	--	-------------------	--	--

WC (男女)	2N16 研地域研究室 International Research Classroom	2N17 研国際研究教室 International Research Classroom	2N18 研国際研究教室 International Research Classroom	2N19 研国際研究教室 International Research Classroom	2N20 研教養教育院 Institute of Educational Research and Training	2N21 研国際研究教室 International Research Classroom	2N22 研国際研究教室 International Research Classroom	2N23 研国際研究教室 International Research Classroom	2N24 研国際研究教室 International Research Classroom	2N25 情報実習室 Information Practice Room	2N26 資料室 Material Room	2N27 国際教養コース学生研究室 International Education Course Student Research Room
---------	---	--	--	--	---	--	--	--	--	---	---------------------------	---

2W01 (桑原恵) (堤) (河田) (村上敬) (羅) (依岡) (佐久間) (今井晋) (田中佳)

第2会議室

2W02 第3会議室

心身健康コース

(坂田) (中川)

2W03 印刷室 2	2M01 研心身健康室 Research Center for Physical and Mental Health	2M02 研心身健康室 Research Center for Physical and Mental Health	2M03 第2分析室 Second Analysis Room	2M04 健康社会デザイン会 Health Society Design Conference	2M05 運動生理学第1実験室 Exercise Physiology Laboratory 1st	2M06 スポーツ健康増進ラボラトリ Sports Health Promotion Laboratory	2M07 心理健康コーディネート Psychological Health Coordination	W C	2M08 運動生理学第1実験室 Exercise Physiology Laboratory 1st
------------	---	---	------------------------------------	--	---	--	---	-----	---

ごみ置場 W C	2M09 準備室 Preparation Room	2M10 研心身健康室 Research Center for Physical and Mental Health	2M11 研心身健康室 Research Center for Physical and Mental Health	2M12 スポーツ科学学生・院生研究室 Sports Science Student and Graduate Research Room	2M13 資料室 Material Room	2M14 心身健康室 Physical and Mental Health Room	2M15 研心身健康室 Research Center for Physical and Mental Health	2M16 研心身健康室 Research Center for Physical and Mental Health	2M17 研心身健康室 Research Center for Physical and Mental Health	2M18 支援室 Support Room	2M19 前室 Anteroom	準備室 Preparation Room
-------------	------------------------------	---	---	--	---------------------------	---	---	---	---	--------------------------	---------------------	-------------------------

2W04 数理科学コ一ス演習室	(佐藤裕)(佐藤充) (中塚) (佐竹) (山口鉄) (三浦)										実験室 Experiment Room
-----------------	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------------

2W05 数理科学コ一ス情報実習室	(佐藤裕)(佐藤充) (中塚) (佐竹) (山口鉄) (三浦)										実験室 Experiment Room
-------------------	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------------

理工学部

(小野) (中山慎) (宇野) (鍋島) (大沼)

E V	2S01 サーバ室 Server Room	2S02 ゼロミクス室 Zero Mikus Room	2S03 数理科学コ一ス学生実験室 Mathematics and Physics Laboratory	2S04 院生研究室 Graduate Research Room	2S05 研究室 Research Room	2S06 ゼロミクス室 Zero Mikus Room	2S07 研究室 Research Room	2S08 研究室 Research Room	2S09 研究室 Research Room	2S10 研究室 Research Room	W C	2S11 数理科学コ一ス図書閲覧室 Mathematics and Physics Library
-----	--------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------------	---------------------------	--------------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	-----	--

2S13 ゼ理総合数学室 1科合 2科合	2S14 ゼ理総合数学室 2科合	2S15 ゼロミクス室 2ス学	2S16 数理科学コ一ス学生研究室 Mathematics and Physics Laboratory	2S17 ゼロミクス室 4ス学	2S18 研究室 Research Room	2S19 研究室 Research Room	2S20 研究室 Research Room	2S21 研究室 Research Room	2S22 研究室 Research Room	2S23 研究室 Research Room	2S24 数理科学コ一スセミナー室 Mathematics and Physics Seminar Room	2S12 数理科学コ一ス資料室 Mathematics and Physics Document Room
----------------------------	---------------------	--------------------	---	--------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---	--

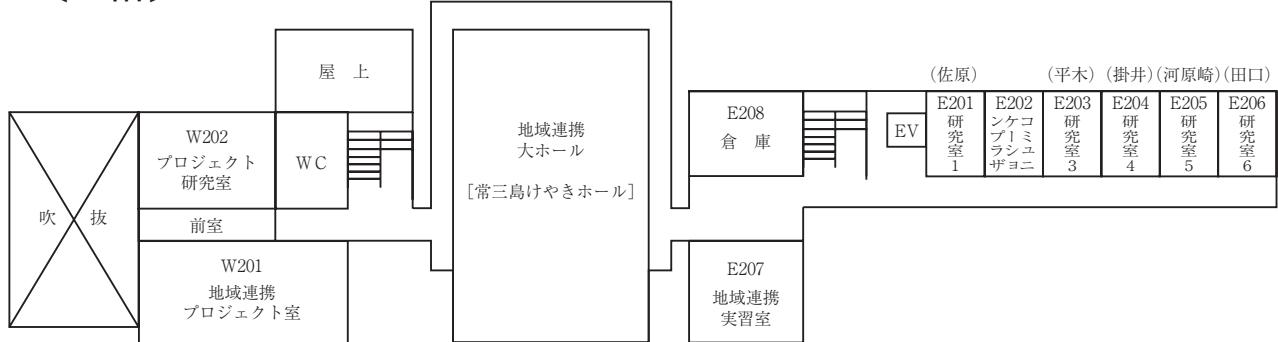
(村上公) (白根) (守安) (大渕) (片山) (蓮沼)

### 〔3階〕

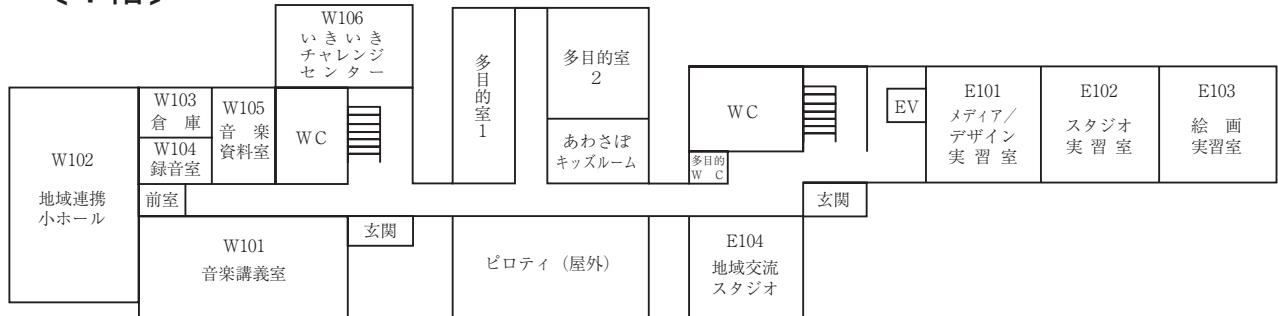
WC (女)	3N01 学部ゼミ室1  WC (男)	3N02 オープンスペース学生自習室	3N03 学部ゼミ室2	3N04 304講義室	3N05 302講義室	3N06 301講義室						
3W01 教養教育院 教員研究室	WC (男)  (ギュンター)	3N07 オープンスペース学生自習室	3N08 学部ゼミ室3	3N09 305講義室 303講義室								
3W02  情報実習室1												
3W03 総合科学部 就職相談室	3M01 デザイン型AI教育 研究センターラボ	3M02 社会創生学科 ゼミ室2	3M03 公共政策コース 学生・院生研究室	3M04 ゼコ公 ミニ政 室策	3M05 事コ共 務政 室策	3M06 研産生 業物資 室部源						
					W C	3M07 研公共政 究政 室策  3M08 研地域創 生  3M09 研心身健 康						
ご置場  WC	3M10 教員研究室1  3M11 教員研究室2  3M12 研究教員育	3M13 研究院教 養教 室	3M14 研究院 公共政 策	3M15 ゼ創社 ミニ生 室 1 科会	3M16 研コ公 共政 室同策	3M17 研公 共政 室同策	3M18 研公 共政 室同策	3M19 研公 共政 室同策	3M20 研公 共政 室同策	3M21 研公 共政 室同策	3M22 共コ公 同研究 室ス策  3M23 研公 共政 室同策	3M24 研公 共政 室同策
3W04  電気室		(古屋)		(饗場)		(上原)	(柴田)		(趙)		(小田切)	(栗栖)
3W05  情報実習室2												
E V	3S01 倉庫2  3S02 フィールドワーク 支援室	3S03 ゼミ室5 部	3S04 306講義室	3S05 307講義室	WC (男)  WC (女)	3S06 310講義室						
3S07 技術職員室  3S08 倉庫1  3S09 サーバ室	3S10 第1会議室	3S11 ゼミ室6 部	3S12 308講義室	3S13 ゼミ室7 部	3S14 309講義室							

## 2号館

### [2階]

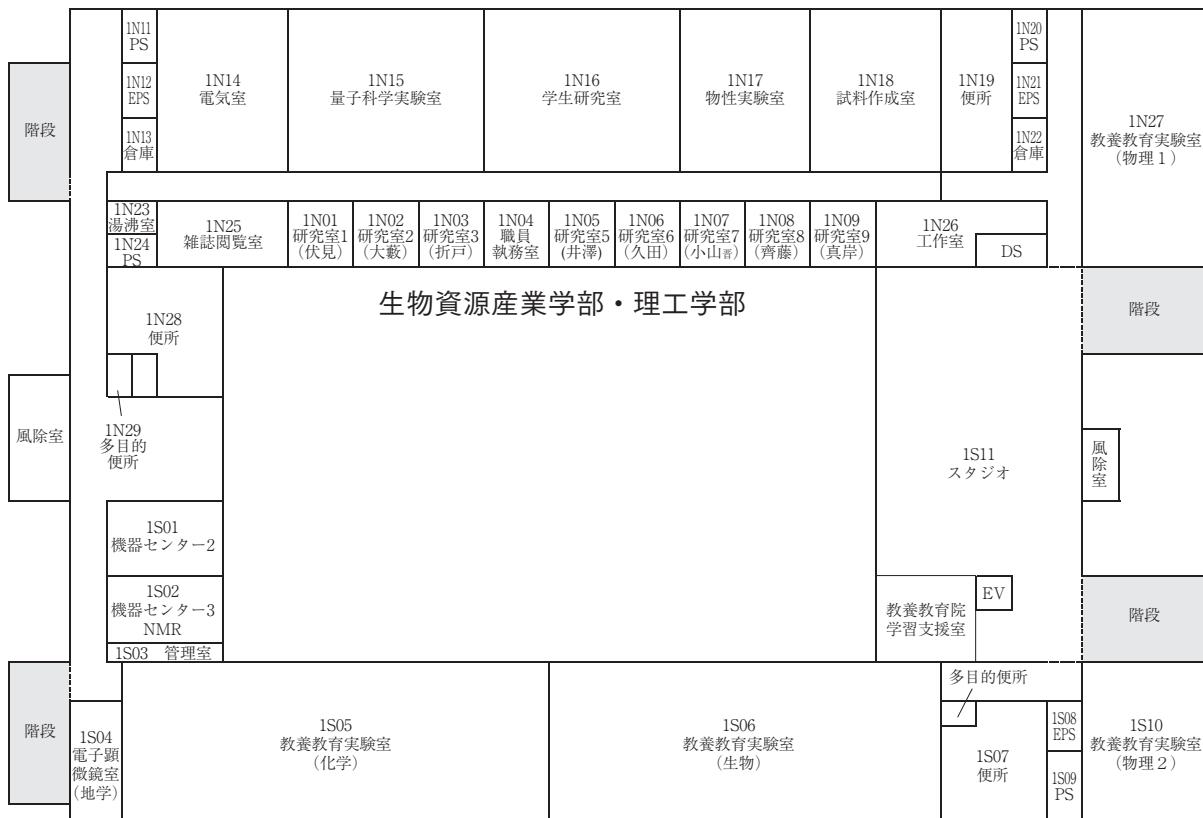


### [1階]

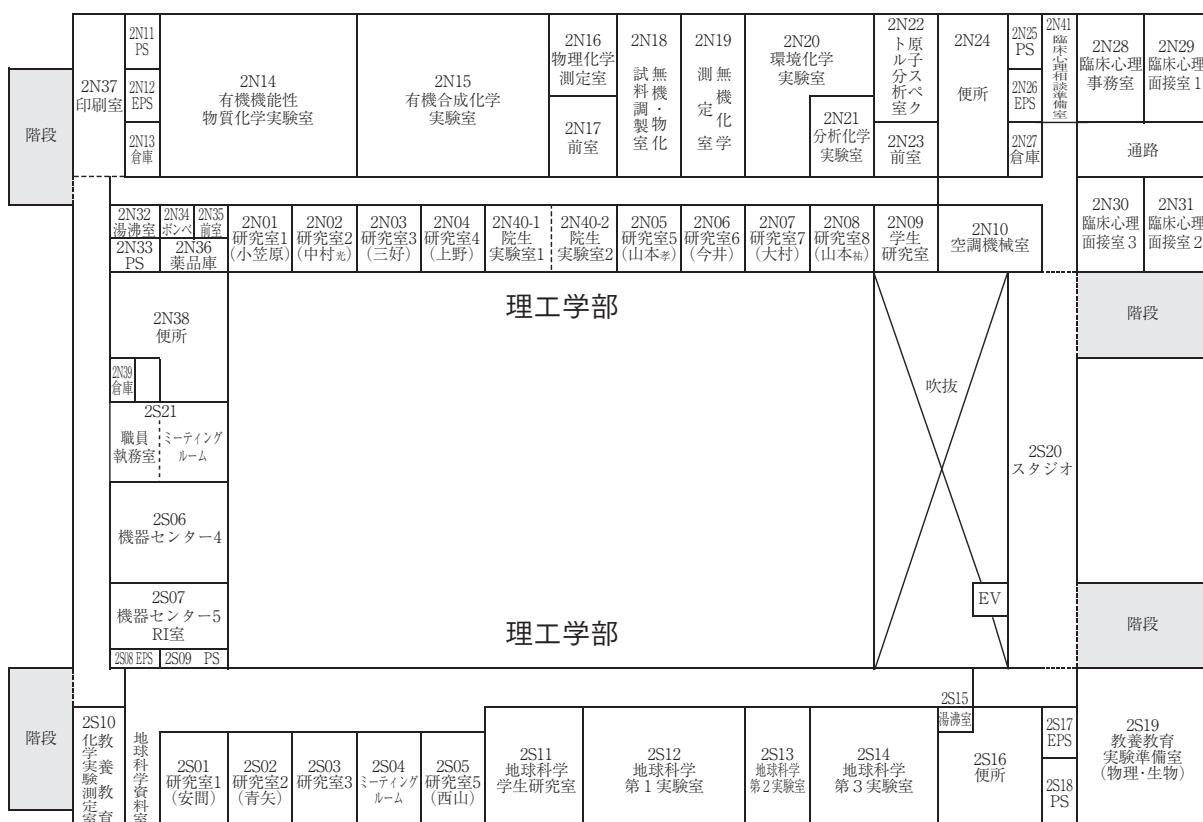


### 3号館

#### [1階]

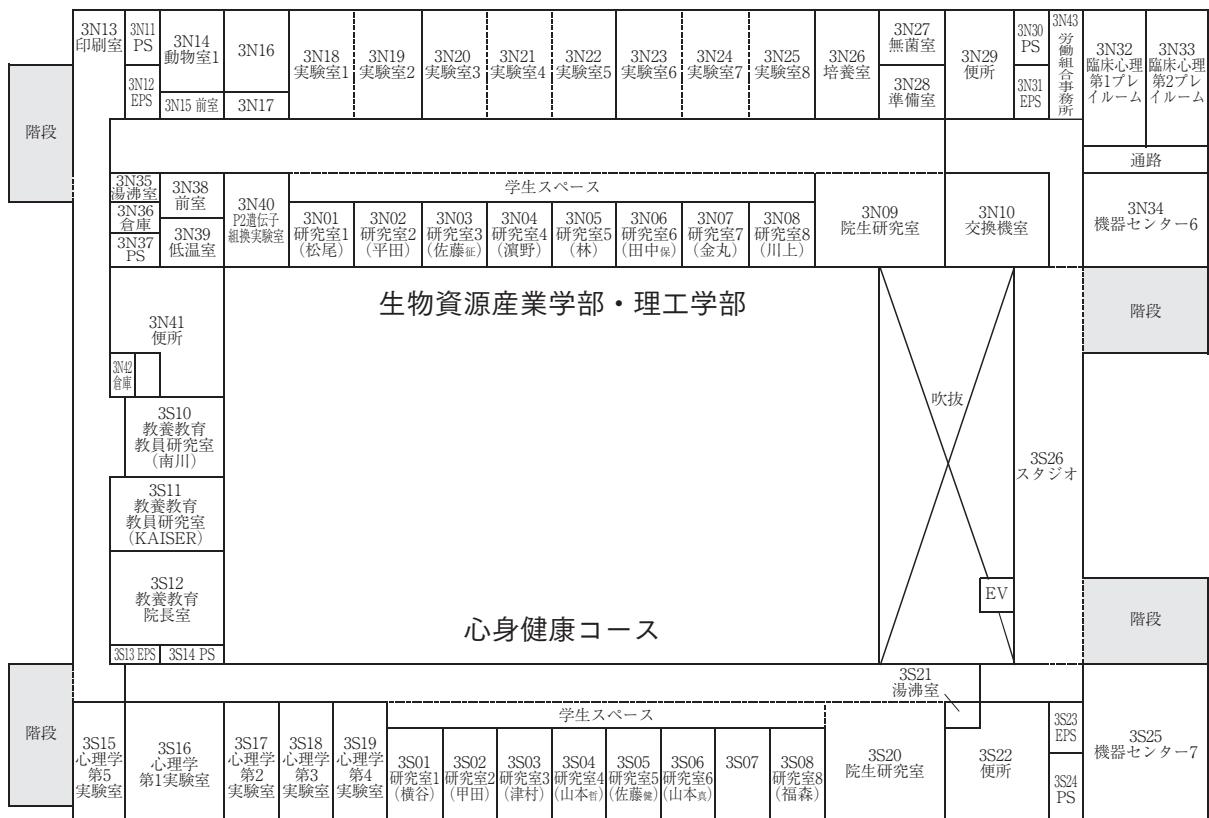


#### [2階]



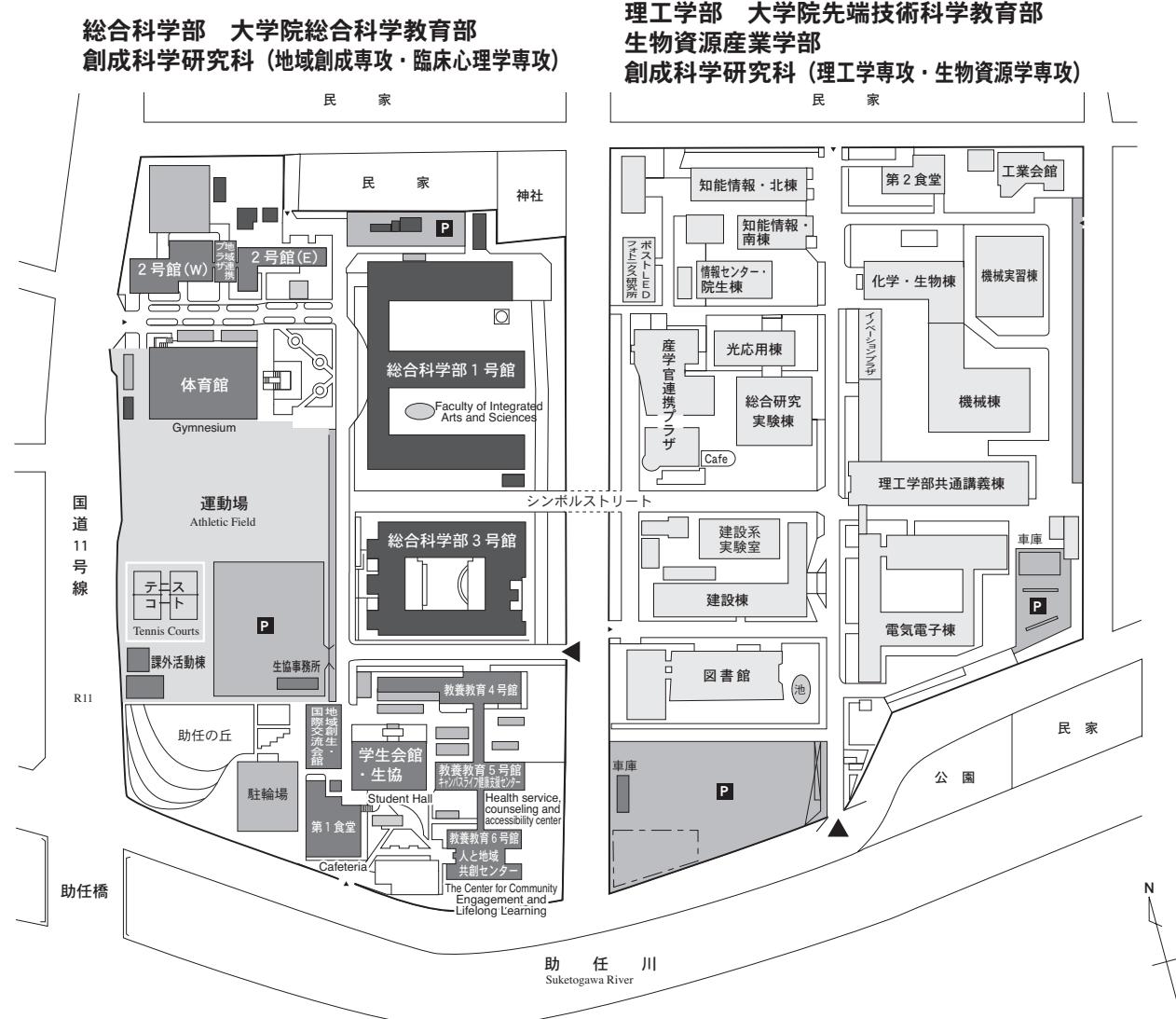
### 3号館

[3階]



# キャンパスマップ

## ● 常三島キャンパス



# 令和2（2020）年度 総合科学教育部学年曆

日 月 火 水 木 金 土

	1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

(1) (2) (3) (4)

日 月 火 水 木 金 土

	1	2				
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

(4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

日 月 火 水 木 金 土

	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13)

1 2 3 4

5	6	7	8	9	10	11
(12)	(12)	(12)	(12)	(14)	(14)	
12	13	14	15	16	17	18
(13)	(13)	(13)	(13)	(15)	(15)	
19	20	21	22	23	24	25
(14)	(14)	(14)				
26	27	28	29	30	31	
(15)	(15)	(15)	(16)	(16)		

1

2	3	4	5	6	7	8
(16)	(16)	(16)	(16)			
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
	30	31				

1 2 3 4 5

6	7	8	9	10	11	12
(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	
13	14	15	16	17	18	19
(11)	(10)	(10)	(10)	(11)	(11)	
20	21	22	23	24	25	26
(12)	(11)	(11)	(11)	(12)	(12)	
27	28	29	30			

1 2 3

4	5	6	7	8	9	10
(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	
11	12	13	14	15	16	17
(2)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	
18	19	20	21	22	23	24
(3)	(3)	(3)	(4)	(4)	(4)	
25	26	27	28	29	30	31
(4)	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)	

1 2 3 4 5 6 7

8	9	10	11	12	13	14
(6)	(5)	(5)	(7)	(7)	(7)	
15	16	17	18	19	20	21
(7)	(6)	(6)	(8)	(8)	(8)	
22	23	24	25	26	27	28
(7)	(7)	(8)	(9)	(9)	(9)	
29	30					

1 2 3 4 5

6	7	8	9	10	11	12
(10)	(9)	(9)	(10)	(10)	(11)	
13	14	15	16	17	18	19
(11)	(10)	(10)	(11)	(12)	(12)	
20	21	22	23	24	25	26
(12)	(11)	(11)	(11)	(12)	(13)	
27	28	29	30	31		

1 2

3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	(16)
(17)	18	19	20	21	22	23
(13)	(13)	(13)	(14)	(14)	(14)	
24	25	26	27	28	29	30
(14)	(14)	(14)	(15)	(15)	(15)	
31						

1 2 3 4 5 6

7	8	9	10	11	12	13
(15)	(15)	(15)	(16)	(16)	(16)	
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

1 2 3 4 5 6

7	8	9	10	11	12	13
(8)	(9)	(9)	(10)	(10)	(11)	
14	15	16	17	18	19	20
(11)	(10)	(10)	(11)	(12)	(12)	
21	22	23	24	25	26	27
(12)	(11)	(11)	(11)	(12)	(13)	
28	29	30	31			

## 凡 例

- 春季、夏季、冬季、学年末休業等
- 総括授業・定期試験期間
- 授業振替日
- /// 追・再試期間
- 大学入学共通テスト、一般選抜  
特別選抜、私費外国人留学生入学選抜

- 4月6日(月) 入学式  
3月23日(火) 修了式
- 4月3日(金) 新入生オリエンテーション  
11月2日(月) 開学記念日
- 10月31日(土)～11月1日(日) 大学祭

※ ( ) の数字は授業回数を示す



総合科学部の英語表記の頭文字「IAS」をモチーフに、人と人をつなぐかたちを描きながら、奥行きのある「諸科学の融合」を表現したシンボルマーク。「諸科学の融合」は「人と人との和合」「世界中の人々の融和」につながっていくことに期待を込めている。

大学への問い合わせ及び緊急連絡先

○徳島大学総合科学部事務課学務係

T E L 088-656-7108

F A X 088-656-9314

